

秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和五年三月三十一日

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

秋田県教育委員会規則第五号

秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県教育委員会行政組織規則（昭和六十一年秋田県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

（チーム）
第三条の二 前条第一項各号に掲げる課並びに同条第二項及び第三項に規定する室に、当該課又は室の所掌事務を分掌させるため、チームを置く。

（班）
第三条の二 前条第一項各号に掲げる課並びに同条第二項及び第三項に規定する室に、当該課又は室の所掌事務を分掌させるため、班を置く。

（課長等）
第十五条 教育庁に、次の表の上欄に掲げる職を同表中欄に掲げる組織に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受け、同表下欄に掲げる職務を行うものとする。

（課長等）
第十五条 教育庁に、次の表の上欄に掲げる職を同表中欄に掲げる組織に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受け、同表下欄に掲げる職務を行うものとする。

番号	上欄	中欄	下欄
略	略	略	略
四	略	略	略
五	チームリ ーダー	課 室	上司の命を受けて、特定の重要事項の企画、調査等に関する事務をつかさどるとともに、チームの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
六 〜 十	略	略	略

番号	上欄	中欄	下欄
略	略	略	略
四	略	略	略
五 〜 九	略	略	略

2 前項の表の第五号から第十号までに掲げる職は、内部組織の必要に応じて置かないことができる。
3 第一項に定めるもののほか、同項に規定する職を補佐する職又

2 前項の表の第五号から第九号までに掲げる職は、内部組織の必要に応じて置かないことができる。
3 第一項に定めるもののほか、同項に規定する職を補佐する職又

九|七
十
略

略

略

八|六
十
略

略

略

附 則
この規則は、令和五年四月一日から施行する。